入札説明書

# 入札に付する事項

1. 購入物品名： 令和７年度滋賀県畜産技術振興センター素牛の購入
2. 購入物品の内容等： 仕様書による。
3. 納入期限： 仕様書による。
4. 納入場所： 滋賀県畜産技術振興センター（蒲生郡日野町山本６９５）

# 入札に参加する者に必要な資格

1. 地方自治法施行令第167 条の4に規定する者に該当しない者であること。
2. 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
3. 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
4. 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

・大分類：「物品」 中分類：「農林水産機械および資材」

イ 地域ブロック

・県内事業者または、県内の営業所等に取引の権限を委任している県外事業者。

・なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

〇物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314）

（５） その他条件

　　　・家畜の取引を行う資格がある者であること。（家畜商免許所持者（※）、農業共同組合法に規定する農業協同組合または農業協同組合連合会であること。）

　　　※家畜商免許所持者については、入札時に免許を有していることを確認できる書類をFAXまたはEmailにて3（１）に示す場所に提出すること

# 入札執行の日時および場所等

1. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問い合わせ先：

滋賀県畜産技術振興センター 〒529-1651 蒲生郡日野町山本６９５

TEL：0748-52-1221 FAX：0748-53-2434　Email：ge36@pref.shiga.lg.jp

1. 契約条項を示す期間：

令和7年6月30日（月曜日）から令和7年7月14日（月曜日）(土曜日、日曜日を除く。) の9時から17 時まで（7月14日（月曜日）については正午まで）

1. 入札説明書等の交付方法：

滋賀県のホームページに掲載されている入札公告に添付されているファイルのダウンロードまたは（１）に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

1. 入札説明会の日時および場所：行わない。
2. 入札書の受領期限：令和7年7月14日（月曜日）正午
3. 開札の日時および場所：令和7年7月14日（月曜日）14時00分

滋賀県畜産技術振興センター内

〒529-1651 蒲生郡日野町山本６９５

# 入札方法等

1. 入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
2. 入札書は3（1）に示す場所に、3（5）の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。
3. 落札者は、せりにおいて購入を予定する素牛の落札見込価格（消費税および地方消費税を除いたものをいう。以下「素牛購入予定金額」という。）に対する販売手数料（素牛購入予定金額×販売手数料（％）と輸送金額（消費税および地方消費税を除いたものをいう。）と素牛購入予定金額の合計金額をもって決定する。

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、素牛購入予定金額に対する販売手数料率および販売手数料（素牛購入予定金額×販売手数料率（％）、一頭あたりの輸送金額および輸送金額（一頭あたりの輸送金額×購入予定頭数）、販売手数料と輸送金額および素牛購入予定金額の合計を記載すること。

なお、販売手数料率はパーセンテージで小数点以下第1位まで、「○○．○％」のように記載すること。また、小数点以下第1位の記載がなかった場合、小数点以下第1位には「０」が記載されたものとみなす。

# 質問および回答の方法

1. 質問方法：

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3（1）に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

1. 質問期限：令和7年7月8日（火曜日）正午
2. 回答方法：

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの「その他お知らせ」に質問および回答の内容を掲載する。（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/>）

1. 回答期日：令和7年7月10日（木曜日）正午を目途に回答する。

# 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

# 契約書作成の要否

　要

# 郵便等による入札の可否

可

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

# 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

（１）滋賀県財務規則第199 条の規定に該当する入札

（２）虚偽の申請を行った者のした入札

# 落札者の決定方法

滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

# 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

# その他必要事項

* 1. 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。

* 1. くじによる落札者の決定

同価の入札者が２人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

* 1. 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

1. 書換え等の禁止

一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

1. 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後すみやかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

1. 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止

入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

1. 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。